

# 千葉県危機管理推進委員会設置要綱

## (設置)

第1条 本市における危機管理に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、千葉県危機管理推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (定義)

第2条 この要綱において「危機管理」とは、危機(市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態並びに及ぼすおそれがある事態をいう。以下この条において同じ。)から市民の生命、身体及び財産を保護するため、危機の発生を防止し、及び危機の発生後において市民の生命、身体及び財産への被害並びに危機が及ぼす市民生活への影響が最小限になるよう対処することをいう。

## (所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 危機管理の基本方針及び計画の策定並びに変更に関すること。
- (2) 危機管理に関する計画に基づく各種施策及び事業の推進に関すること。
- (3) その他危機管理の推進に関して必要な事項。

## (組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総合政策局を分担する副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長である副市長以外の副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

## (委員長等の職務)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第8条 委員会の所掌事務を円滑に推進するため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営については、別に定める。

(部会)

第9条 委員長は、専門的事項を調査検討し、又は、各種施策及び事業を推進するため、委員会に部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営については、別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総合政策局危機管理部危機管理課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 千葉県災害対策推進委員会設置要綱（平成7年1月20日施行）

(2) 千葉県緊急テロ対策連絡会議設置要綱（平成13年11月1日施行）

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

総合政策局長	若葉区長
危機管理監	緑区長
総務局長	美浜区長
財政局長	消防局長
市民局長	水道局長
保健福祉局長	病院事業管理者
こども未来局長	会計管理者
環境局長	教育長
経済農政局長	選挙管理委員会事務局長
都市局長	人事委員会事務局長
建設局長	監査委員事務局長
中央区長	議会事務局長
花見川区長	
稲毛区長	